

退教互の
説明②

・共済事業



①これから長野県退教互の共済事業の説明を始めます。

共済事業

1 療養給付

2 弔慰給付

3 単身者給付

4 退組合給付



①ここでは、「療養給付」、「弔慰給付」、「単身者給付」、「退組合給付」について説明をします。

1. 療養給付

退教互の
中核事業

対象者

- 退職組合員（本人）
- 退職組合員の配偶者
- 被扶養者（退職組合員の子で障害をおもちの方）

給付額

- 保険診療による自己負担分の1か月の合計から2,000円を控除した額の6割

詳細は
「退教互の
説明3」で

- ①療養給付は退教互の中核的事業です。
- ②対象者は、退職組合員（本人）、退職組合員の配偶者、退職組合員の子で、障がいをお持ちの被扶養者です。
- ③給付額は、保険診療による自己負担分の1か月の合計から2,000円を控除した額の6割です。
- ④「退教互の説明3」でくわしく説明します。

2. 弔慰給付

対象者

- 退職組合員（本人）
- 退職組合員の配偶者

給付額

	【本人】	【配偶者】
■ 退職後1年未満で亡くなられた場合	30万円	15万円
■ 退職後1年以上3年未満で亡くなられた場合	20万円	10万円
■ 退職後3年以上5年未満で亡くなられた場合	10万円	5万円
■ 退職後5年以上で亡くなられた場合	3万円	2万円

①次に弔慰給付について説明します。

②対象者は、退職組合員（本人）と退職組合員の配偶者です。

③ここにありますがように、退職後何年たってお亡くなりになったのかによって、給付金額を決定させていただきます。

3. 単身者給付

対象者

- 単身者資格（ご自分の組合員資格のみ）を取得した人

給付額

■ 45万円

実質掛金納入額

■ 55万円

- ①次に単身者給付です。
- ②対象者は単身者資格「ご自分の組合員資格のみ」を取得した方です。
- ③一旦掛金不足額を納入して、掛金総額を100万円にしていただきます。その後、45万円をお支払いします。
- ④実質的な掛金納入額は55万円になります。

4. 退組合給付①

対象者

- 現職組合員
- ・ 脱退
- ・ 45歳未満退職
- ・ 死亡

給付額

■ 現職中に納入した掛金の合計額

①最後に退組合給付です。

退組合給付とは、退教互の組合員をおやめになる時にそれまでの掛金の中から一定額をお支払いするものです。

②対象となるのは、現職組合員の場合、退教互を脱退される方、45歳未満で退職される方、現職中に亡くなった方などです。

③現職組合員の退組合給付は、現職中に納入していただいた掛金の合計額となります。

4. 退組合給付②

対象者

■ 退職組合員

- ・ 脱退
- ・ 配偶者に戸籍の変更等があった場合

給付額

弔慰金相当額（詳しくは、「新たな出発に向けて」の4ページ参照）

***退職組合員になると、現職中の掛金の合計額は返金されませんのでご注意ください。**

①退職組合員の場合、対象となるのは、退教互を脱退される方、配偶者で戸籍変更等があった場合です。

②給付額は弔慰金相当額になります。
詳しくは「新たな出発に向けて」の4ページをごらんください。

③一旦退職組合員になると、脱退する時に、現職中の掛金の合計額は返金されませんのでご注意ください。

ご視聴ありがとうございました

